

## <我が国の死刑判決事件における主な誤判・えん罪>

### 1. 死刑確定事件で再審により無罪となった事件

①免田事件、②財田川事件、③島田事件、④松山事件

### 2. 死刑確定事件で再審が確定した事件

⑤袴田事件（1966年に静岡県清水市で発生した強盗殺人事件）

袴田氏は一貫して無実を主張したが、1968年に静岡地裁で死刑判決、1980年12月に最高裁で死刑判決が確定。その後、1981年4月に第一次再審請求が提起されたが、2008年3月に最高裁の上告棄却で死刑が確定。同年4月に第二次再審請求が提起され、2014年3月に静岡地裁が再審開始を決定。2018年6月に東京高裁が再審請求を棄却するが、2020年12月に最高裁が上記の東京高裁決定を取消し、同高裁に審理を差し戻した。2023年3月、東京高裁が再審開始を認める決定をし、東京高検が特別抗告を断念したため、再審開始が決定。現在、静岡地裁で再審審理中であり、2024年秋にも無罪判決の公算が大。

### 3. 死刑確定事件でえん罪を主張していたにもかかわらず死刑が執行された事件

⑥福岡事件（1947年に福岡市で発生した強盗殺人事件）

I氏は自身の殺害行為を認めたが、N氏は関与を否定し無実を主張。しかし、1948年2月にI氏とN氏は死刑判決を言渡され、1956年4月に最高裁の上告棄却で死刑が確定。1975年6月17日にI氏は恩赦が認められ無期懲役へ減刑となったが、N氏は恩赦不相当とされ、同日に死刑が執行された。I氏は、仮釈放後もN氏の無実を訴え続けたが、2008年に死亡。N氏の遺族が消極的であるため、再審請求は事実上できない状況にある。

⑦飯塚事件（1992年2月に福岡県飯塚市で発生した略取・誘拐、殺人事件）

K氏は一貫して無実を主張したが、1999年9月に福岡地裁で死刑判決を受け、2006年9月に最高裁の上告棄却で死刑が確定。2008年10月に死刑が執行された。しかし、K氏の犯行を裏付ける直接証拠は存在せず、被害者の血液と一致したとされるK氏のDNA鑑定も、再審無罪となった足利事件におけるDNA鑑定と同じ時期・同じ方法・同じ鑑定技官によって実施されたもので、その証拠能力及び信用性には極めて疑問、誤判・誤執行の可能性が大。第一次再審請求は最高裁で棄却され、現在、第二次再審請求が審理中である。

⑧菊池事件（1952年に熊本県菊池郡で起こった殺人事件）

F氏は無実を主張したが、1953年8月に死刑判決を受け、1957年8月に最高裁の上告棄却で死刑が確定。1962年9月に死刑が執行された。しかし、F氏はハンセン氏病患者であったため、審理は裁判所ではなく療養所内に設置された特別法廷において行われた。2020年2月に熊本地裁は「特別法廷での審理は人格権を侵害し、患者であることを理由とした不合理な差別で、憲法14条1項、憲法13条、憲法37条1項及び82条1項に違反する疑いがある。」との判断を示し、又、F氏が実質的な弁護を受けられなかったことも明らかにされた。誤判・誤執行の可能性が極めて高いが、ハンセン病に対する差別・偏見によって遺族による再審請求は困難な状況である。

### 4. 死刑確定事件で遺族による再審請求が行われている事件

⑨名張毒ぶどう酒事件（1961年3月に三重県名張市で起こった大量殺人事件）

O氏は無実を主張し、1964年12月の津地裁判決は無罪としたが、名古屋高裁は1969年9月に逆転死刑判決とし、1972年6月に最高裁の上告棄却で死刑が確定。その後、1974年より第一次～第九次の再審請求は最高裁によって全て棄却され、2015年11月にO氏は獄中で死去した。2015年11月にO氏の妹より新証拠提出により第十次再審請求がなされたが、2024年1月に最高裁で棄却された。

ほかに、死刑確定者が死刑執行されることなく獄死した有名な事件としては、帝銀事件、三鷹事件がある。